

大田原市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田原市立図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌のカバーを広告掲載媒体として提供し、雑誌スポンサーの情報発信の場とするとともに、雑誌購入費用の節減と図書館サービスの向上を目的とする大田原市立図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大田原市立図書館 大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第30号）第2条に規定する図書館及び第3条第1項に規定する分館をいう。
- (2) 雑誌スポンサー 図書館に配架する雑誌のカバーに広告の掲載を行う者をいう。

(制度の内容等)

第3条 市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、図書館へ配架する雑誌最新号のカバーを、広告掲載媒体として雑誌スポンサーに提供するものとする。

- 2 雑誌スポンサーは、教育委員会に対する広告掲載料の支払いに代えて、当該広告を掲載する雑誌の購入費を負担するものとする。
- 3 前項に定める雑誌は、図書館の雑誌コーナーに配架し、その配架位置は、教育委員会が決定するものとする。

(雑誌の提供方法及び費用等)

第4条 雑誌スポンサーは、市内の雑誌取扱書店（以下「取扱書店」という。）と契約の上、代金を負担し、取扱書店に原則として当該雑誌の発売日の正午までに図書館へ納品するよう指示しなければならない。

- 2 前項の手続き及び広告の作成に係る一切の費用は雑誌スポンサーの負担とし、当該広告を掲載する雑誌のカバーの費用は、教育委員会の負担とする。

(雑誌スポンサーの対象)

第5条 雑誌スポンサーは、企業、商店及び団体等を対象とする。ただし、個人又は市税等に滞納がある場合は、対象としない。

(雑誌の選定)

第6条 広告を掲載する雑誌は、図書館雑誌リスト（教育委員会が定めるものをいい、以下「リスト」という。）から選定する。ただし、雑誌スポンサーがリスト以外のものを希望する場合は、事前に教育委員会と協議するものとする。

(広告の内容)

第7条 広告の内容は、大田原市広告事業掲載基準（平成23年11月1日実施）に準ずるものとし、市の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えないものとする。

(広告の規格等)

第8条 雑誌のカバーの表面には、雑誌スポンサー名を掲載するものとし、当該掲載規格は、縦4センチメートル、横13センチメートル以内で、地色は白色、文字は黒色とする。この場合において、スポンサー名の掲載位置は、雑誌タイトルが隠れない位置とする。

2 雑誌のカバーの裏面に掲載する広告の規格については、雑誌面の大きさを上回らない大きさとする。

(広告掲載期間)

第9条 広告の掲載期間は、当該雑誌の刊行期間の単位にかかわらず、1年間(4月1日から翌年3月31日まで。)とし、年度の途中から掲載する場合にあっては、教育委員会が掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

(雑誌スポンサーの募集)

第10条 雑誌スポンサーは、公募により選定し、その方法及び期間は、毎年度教育委員会が別に定める。

2 雑誌スポンサーに応募しようとする者は、大田原市立図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に必要書類を添付して、教育委員会に申込まなければならない。

(審査及び決定等)

第11条 教育委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、当該内容を審査し、大田原市立図書館雑誌スポンサー決定(却下)通知書(様式第2号)により申込者に通知する。ただし、同一の雑誌に対して複数の申込みがあった場合は、教育委員会は、当該申込内容を比較及び審査し、当該雑誌スポンサーを決定するものとする。

2 前項で決定した雑誌スポンサーと教育委員会は、当該決定に基づく広告掲載及びその費用負担について覚書を締結するものとする。

(広告の変更)

第12条 雑誌スポンサーは、広告掲載期間中に雑誌カバーに掲載する広告の変更を行うことができる。

2 雑誌スポンサーは、広告の変更を希望するときは、変更を希望する日の1箇月前までに広告案を教育委員会に提出し、許可を得なければならない。

(雑誌が休廃刊した場合の措置)

第13条 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊となったときは、教育委員会と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができる。

(広告掲載の責務)

第14条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第15条 教育委員会は、雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、当該掲載を取り消すことができる。この場合において、雑誌ス

ポンサーに損害が発生しても、教育委員会はその賠償の責めを負わない。

- (1) 提供されるべき雑誌の納入がないとき。
- (2) 雑誌スポンサーが市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 雑誌スポンサーが社会的信用を著しく損ったとき。
- (4) その他広告掲載が適切でないと教育委員会が認める事由が発生したとき。

(雑誌の所有権)

第16条 本制度により納品された雑誌の所有権は、市に帰属する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

大田原市教育委員会 様

申込者 所在地

名称及び代表者名

⑩

担当者

電 話

F A X

E-mail

大田原市立図書館雑誌スポンサー申込書

大田原市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第10条2項の規定に基づき、下記のとおり申込みます。

記

1 広告掲載希望雑誌及び配架図書館

希望順位	雑誌名	配架図書館
1		大田原 ・ 黒羽
2		大田原 ・ 黒羽
3		大田原 ・ 黒羽

※ 雑誌名は大田原市立図書館雑誌リストから選んで、配架を希望する図書館を○で囲んでください。

※ リストに希望の雑誌がない場合は、事前にご相談ください。

2 広告掲載期間 年 月 日 から 年 3月31日まで

3 添付書類

- (1) 掲載しようとする広告の図案及び原稿等
- (2) 会社概要等（業種等のわかるもの）
- (3) 住所又は所在地である市税等の納税証明書

様式第2号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

大田原市教育委員会 印

大田原市立図書館雑誌スポンサー決定（却下）通知書

大田原市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定（却下）しましたので、通知します。

記

1 広告の掲載を認める雑誌名及び配架図書館

番号	雑誌名	配架図書館
1		大田原・黒羽
2		大田原・黒羽
3		大田原・黒羽

2 広告掲載期間 年 月 日から 年 3月31日まで

3 却下の理由